

平成26年度一般職長期在外研究員報告書簡（第1回）

氏 名 樋 口 一 寿	所属庁・官職 名古屋地方裁判所 裁判所書記官	派遣先 フランス共和国 ディジョン
提 出 書 面 平成26年8月19日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月22日～同年8月19日） 同年7月22日 フランス共和国入国 同年7月23日 在仏日本大使館（パリ）訪問 同年7月24日 国立書記官学校訪問 同年7月28日～ アリアンスフランセーズ・ブルゴーニュ校にて語学研修		
キーワード欄 ・ 横田朋子研究員との面談 ・ 在仏日本大使館訪問 ・ 国立書記官学校訪問, [REDACTED] ・ [REDACTED] 及び [REDACTED] 氏への挨拶 ・ 語学研修 ・ 生活基盤の立ち上げ		

平成26年8月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度一般職長期在外研究員

(フランス共和国・ディジョン)

名古屋地方裁判所 裁判所書記官 樋口 一 寿

報告書簡 (第1回)

平成26年7月22日～8月19日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 横田朋子研究員との面談

7月23日の午前に平成25年度研究員の横田朋子研究員とパリ市内でお会いしました。横田研究員とは渡仏前からメールにて高頻度に連絡を取っていましたが、実際にお会いすることでメールだけでは聞き取れなかった研究の進め方や日常生活についてのアドバイスを受けることができました。

第二 在仏日本大使館訪問

同日午後に在仏日本大使館の杉原隆之一等書記官にご挨拶いたしました。また、杉原書記官のご提案で、この席には私と同時期にフランスで在外研究を開始された京都地方裁判所の結城康介判事補も同席されました。

第三 国立書記官学校訪問

7月24日の午後に国立書記官学校を訪問しました。まずは、渡仏前からメールで連絡を取っていた[REDACTED]氏と面会し、同氏から図書室、食堂その他の書記官学校内の設備を案内してもらいました。その中でも書記官学校内に研修生の子どものための託児所が設置されていること

に驚きました。また、書記官研修生の大部分が女性であることもお聞きしました。

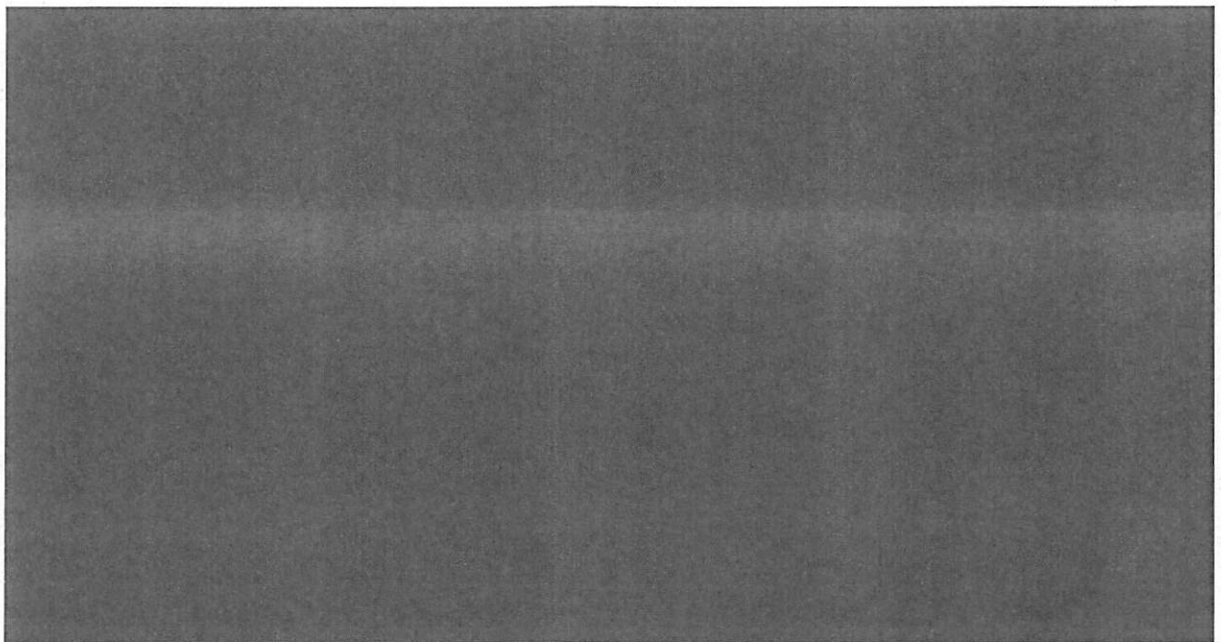
その後、[]氏から[]氏
をご紹介いただき、同氏へご挨拶をいたしました。[]におかれては
退任間際の多忙な時期に私との面談を設けていただきました。

その後さらに[]を紹介して
いただきました。

第四 語学研修

7月28日からアリアンスフランセーズ・ブルゴーニュ校で語学研修を開始しました。1クラス3～6名程度の生徒がおり、主に講師と時事問題について会話をするという進め方です。基礎的な文法については学習済みという前提であり、また講師はほぼナチュラルスピードで会話を展開します。そのため、ナチュラルスピードによる会話能力の鍛錬が当校の特徴と言えます。また、新聞記事に対して自分の意見を作文するという講義もあります。フランス語で文章を組み立てるという能力は今後の書記官学校での研修にも生きてくるものと感じました。

第五 生活基盤の立ち上げ



以上

平成26年度一般職長期在外研究員報告書簡（第2回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
樋 口 一 寿	名古屋地方裁判所 裁判所書記官	フランス共和国 ディジョン
提 出 書 面		
平成26年9月20日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月20日～同年9月20日）		
～同年9月5日 アリアンスフランセーズ・ブルゴーニュ校にて語学研修		
同年9月8日～9日 コペンハーゲン市内の裁判所訪問		
同年9月10日～13日 ヨーロッパ司法補助官連盟定期総会に参加		
同年9月15日～ 書記官学校にて研修		
キーワード欄		
・ 語学研修 ・ デンマーク最高裁判所，コペンハーゲン地方裁判所及びフレデリスクベア（Frederiksberg）地方裁判所の訪問及び見学 ・ ヨーロッパ司法補助官連盟総会へ出席 ・ 書記官学校講義開始，XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX氏との 面談 ・ 移民局出頭日の変更		

平成26年9月20日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度一般職長期在外研究員

(フランス共和国・ディジョン)

名古屋地方裁判所 裁判所書記官 樋口 一 寿

報告書簡 (第2回)

平成26年8月20日～9月20日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 語学研修

5日までアリアンスフランセーズ・ブルゴーニュ校にて語学研修を受けました。

第二 コペンハーゲン市周辺の裁判所を訪問

9月7日にデンマークに渡航し、8日及び9日にコペンハーゲン市周辺の裁判所を訪問しました。

8日はフレデリスクベア地方裁判所（コペンハーゲン市に隣接するフレデリスクベア市所在）を訪問するとともにデンマーク最高裁判所を見学しました。フレデリスクベア地裁では [REDACTED] 及び [REDACTED]

[REDACTED] との面談を設けていただき、特に同地裁で導入が進んでいる訴訟のペーパーレス化についての説明を受けました。

9日はコペンハーゲン地裁を訪問し、[REDACTED] と面談いたしました。同地裁では日本人が司法補助官として勤務していることに驚くとともに、その方から事務局長の面談を通訳していただ

き、主に女性の任用政策についての説明を受けました。

第三 ヨーロッパ司法補助官連盟総会への出席

10日に同国オーデンセ市に移動し、13日までヨーロッパ司法補助官連盟総会へ出席しました。

第四 書記官学校での研修開始

15日から書記官学校での研修が始まりました。研修開始最初の1週間は「『発見』の週」と位置づけられ、フランスの司法制度の概要や書記官学校での生活についての講義が行われました。主な講義内容は次のとおりです。

①IT環境、②司法機関について、③公共サービスの考え方と職業倫理、④労働組合の意義、⑤書記官学校での生活、⑥司法行政機関について、⑦司法行政文書の書き方

講義で使用されたパワーポイント資料は書記官学校のイントラネットで閲覧可能なため、講義の復習には非常に有益です。

16日には当月に着任された [REDACTED] と面談いたしました。

第五 移民局出頭日の変更

フランス入国後3か月以内に移民局への登録をしなければなりません。入国者が移民局登録申請書を郵送すると、1週間から2週間後に移民局から呼出状が届きます。しかし、この呼出状に記載されている出頭日はこちらの都合を考慮せずに定められているため、その出頭日が差し支える場合はこれを変更する必要があります。

私の場合、当初の出頭日がデンマークへの渡航期間と重なったため、これを変更してもらうべく移民局へ赴きました。受付職員から変更を希望する理由と変更後の希望日を尋ねられたところ、その場で変更が許可されました。そして数日後に変更後の出頭日が記載された呼出状が改めて送付されました。

以上

平成26年度一般職長期在外研究員報告書簡（第3回）

氏 名 樋 口 一 寿	所属庁・官職 名古屋地方裁判所 裁判所書記官	派遣先 フランス共和国 ディジョン
提 出 書 面 平成26年10月19日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月21日～同年10月19日） 同年9月22日～26日 ディジョン控訴院にて実務研修 同年9月29日～10月3日 ディジョン大審裁判所にて実務研修 同年10月6日～ 書記官学校にて書記官学科研修		
キーワード欄 ・ 移民局登録手続 ・ ディジョン控訴院での実務研修 ・ ディジョン大審裁判所での実務研修 ・ 書記官学校での書記官学科研修		

平成26年10月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度一般職長期在外研究員

(フランス共和国・ディジョン)

名古屋地方裁判所 裁判所書記官 樋口 一 寿

報告書簡 (第3回)

平成26年9月21日～10月19日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 移民局登録手続

9月23日に移民局での登録手続を行いました。手続の詳細は昨年の横田研究員と同様です（もっとも発行されたビザの種類が異なるため、手数料の額は異なります。）。）。。

第二 ディジョン控訴院での実務研修

- 1 9月22日からの1週間、ディジョン控訴院で実務研修を受けました。これは後述する大審裁判所での実務研修と合わせて「発見の研修 (stage découverte)」と呼ばれています。書記官学校で1週間の基礎研修を受けた後に研修生はフランス各地の裁判所に散らばり、書記官事務がどのようなものであるかを「発見」します。
- 2 控訴院では [REDACTED] が実務研修を準備してくださり、他のフランス人研修生2人とともにこの研修を進めました。
- 3 ここでは、軽罪部、予審部及び家事部の口頭弁論並びに商事部の準備手続きを傍聴しました。法廷のやり取りはフランス人研修生の助けを借りて

理解を進めました。また、私は商事部裁判長との面談も設けていただき、商事事件や控訴審手続についての説明を受けました。

第三 ディジョン大審裁判所での実務研修

29日からの週はディジョン大審裁判所で実務研修を受けました。フランス人研修生は前週と同じ裁判所で研修を続けたのですが、私は多くの裁判所を見た方がよいだろうという配慮から、別の裁判所で研修を受けることになりました。

ここでは [] である []

[] が研修の準備をしてくださいました。控訴院とは違い、主に書記官室で書記官事務を見学したり、記録を読んだりして研修を進めました。研修先部署は、家事部（親権変更係）、軽罪部、少年部及び裁判所受付です。

第四 書記官学校での書記官学科研修再開

- 1 10月6日から書記官学校で集合研修が再開しました。この週からは研修生が15、16人の小グループに分かれてゼミ形式で講義を受けていきます。以下はここまで受講した講義の概要です。
- 2 パソコンの講義では、WindowsやPDF、Outlookについての応用的な使い方の説明がなされました。
- 3 小審裁判所の事物管轄や小審裁判所に導入されている業務処理ソフトの使い方の説明を受けました。また、フランス国内における支払命令に加え、欧州支払命令についての講義も開催されました。
- 4 刑事手続の講義では4人のグループに分かれて各々のテーマに沿って刑事書記官事務についてのプレゼンテーションを行いました。私のグループは大審裁判所検事局の即時処理係(Service du TTR (Traitement en Temps Réel))の報告を行いました。これは事件の処理時間を短縮するために、検察官が司法警察員から電話で司法警察員面前調書の報告を受け、その電話で今後の手続を決定するというものです。この係は24時間体制であり、いつでも検察官が電話に応答できるようになっています。

以上

平成26年度一般職長期在外研究員報告書簡（第4回）

氏 名 樋 口 一 寿	所属庁・官職 名古屋地方裁判所 裁判所書記官	派遣先 フランス共和国 ディジョン
提 出 書 面 平成26年11月17日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月20日～同年11月16日） 同年10月22日～ 書記官学校にて書記官学科研修		
キーワード欄 ・ 書記官学校での書記官学科研修		

平成26年11月17日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度一般職長期在外研究員

(フランス共和国・ディジョン)

名古屋地方裁判所 裁判所書記官 樋口 一 寿

報告書簡（第4回）

平成26年10月20日～11月16日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 講義の進行方法

先月から引き続き書記官学校での集合研修を受講いたしました。

講義の進行は、主に教官が話し、それを研修生が自分のパソコンにメモを取るというスタイルです。私は教官の話す内容をすべて理解することはできないため、講義後にクラスメイトから講義ノートをもらい理解を進めています。

少人数のクラスであるため、講義中の発言が活発です。教官への質問が多くの研修生からなされるほか、外部試験に合格した研修生の多くがそれ以前は裁判所の臨時職員（vacataire）として働いていたため、教官の話に関連させて自分の知っている手続を他の研修生に積極的に紹介しています。

さらに、私も日本の制度について尋ねられることが多くあり、外国語で自国の制度を紹介するというまたとない機会を得ています。

第二 大審裁判所（TGI:le tribunal de grande instance）の民事書記官事務

- 1 書記官は弁論期日に先立ち調書用紙を準備します。これは事件処理システムから打ち出されるもので、当事者の弁論以外の記載がすでになされたものです。弁論期日では当事者の弁論をボールペンで手書きし、調書を完成させます。手

書きの記載はフランス人でも読みにくい部分があるようですが、事件数が多い
ため書記官室に戻ってからパソコンで打ち直す時間はないとのこと。

- 2 判決の冒頭には手続経過や裁判所の構成、当事者の表示が記載され、判決前
文 (le chapeau de jugement) と呼ばれています。判決前文は実務上書記官が
作成しています。書記官はまた、判決が請求の全部について判断しているかや、
請求のない事実について判断をしていないかなども確認し、最後に裁判長とと
もに判決文末尾に署名します。日本と異なり陪席裁判官は署名しません。

第三 刑事書記官事務

- 1 フランスでは検察官の事務処理を補助するのも書記官であるため、書記官学
校ではそれについての講義も開催されます。今日までに、①検事局 (le parq
uet) , ②予審部 (l' instruction) 及び③軽罪事件弁論部 (le greffe corre
ctionnelle) の講義が行われました。
- 2 各講義で強調されたのは、全ての刑事事務は判決後の刑の執行を適正か
つ迅速に行うためにあるということです。判決確定後に記録は刑罰執行部
(l' exécution des peibes) に送られますが、記録送付の際に必要な書類
や必要部数等の実務的な内容について時間を割いて説明がなされました。

第四 労働裁判所 (C P H : le conseil de prud' homme)

- 1 労働裁判所の裁判官 (conseiller) は使用者及び労働者の母体から選ばれる
非常勤の裁判官です。裁判体は必ず労使同数の裁判官から構成されます (調停
は2人、弁論は4人)。判決前の合議において意見が同数に割れた場合は、再
度当事者に弁論をさせなければなりません。
- 2 書記官事務は他の民事裁判所とほぼ同じですが、労働裁判所において特有な
のは裁判官の勤務時間を把握することです。裁判官の報酬は弁論期日を開いた
時間に応じて決まるため、書記官がそれを適確に把握することは極めて重要で
あるとのことでした。

以上

平成26年度一般職長期在外研究員報告書簡（第5回）

氏 名 樋 口 一 寿	所属庁・官職 名古屋地方裁判所 裁判所書記官	派遣先 フランス共和国 ディジョン
提 出 書 面 平成26年12月15日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月17日～同年12月14日） 同年11月17日～12月7日 書記官学校にて書記官学科研修 同年12月8日～ ディジョン労働裁判所で実務修習		
キーワード欄 ・ 宣誓式出席 ・ 卒業試験受験 ・ 書記官学校学科研修修了 ・ 近隣裁判所の廃止 ・ ディジョン労働裁判所での実務修習開始		

平成26年12月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度一般職長期在外研究員

(フランス共和国・ディジョン)

名古屋地方裁判所 裁判所書記官 樋口 一 寿

報告書簡 (第5回)

平成26年11月17日～12月14日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 宣誓式 (Prestation de serment) 出席

実務修習に先立ち、誠実に職務を実行することを誓うための宣誓式が行われました。書記官学校の講堂を法廷に見立て、ディジョン大審裁判所長の指揮（共和国検事、陪審裁判官2名、書記局長各参列）によって執り行われました。

この宣誓を経ることで書記官研修生として法廷に立ち会うことができ、期日調書にも立会者として研修生の氏名が記載されるようになります。司法修習生が立ち会った時も同様に調書に記載されるということです。

第二 卒業試験受験

学科研修の最終週に卒業試験が行われ、私もフランス人研修生と同じ条件で受験いたしました。試験科目は民事手続き、刑事手続き、書記官の身分制度であり、この試験の上位成績者から任官時のポスト（無条件ではなく、その時の空きポストの範囲内において）を選択できるようになっています。

第三 書記官学校学科研修修了

12月5日をもち、学科研修を修了いたしました。今後フランス人研修生は2016年3月の任官まで全国の裁判所で実務修習を受けることとなります。私も在外

研究の終了までフランス人研修生とほぼ同様の実務修習を受ける予定であります。

第四 近接裁判所 (la juridiction de proximité) の廃止

2002年に創設された、主に訴額4000ユーロ以下の民事事件及び軽微な刑事事件を取り扱う近接裁判所が2015年1月1日に廃止されます(当初は2013年1月に廃止が予定されていましたが、延期されました)。廃止後はそれまでの管轄事件は小審裁判所が担うこととなります。もともと、近接裁判所の職務を行っている非職業裁判官である近接裁判官 (le juge de proximité) の身分は存続し、今後は一部の刑事事件及び支払命令事件を取り扱うようです。

近接裁判所の廃止が裁判所運営及び書記官事務にどのような影響を与えるかは来年1月以降の実務修習の際に調査したいと考えています。

第五 ディジョン労働裁判所での実務修習

12月8日からディジョン労働裁判所で実務修習を開始しました。研修計画は[]である[]氏 []が作成してくださいました。

各労働裁判所は労働者又は使用者の職種で区別される5つの係(工業係、農業係、商業係、管理職係及び多角業種の係)及びそれらに加えて進行態様によって区別される2つの係(決裁係及び急速審理係)から成ります。これらの係は全国共通の係カラーを持っており、記録表紙の色や案内板の色にこのカラーが用いられています。これにより数多くある記録を短い時間で検索することが可能となっています。

書記官と非常勤である労働裁判所の裁判官との仕事の進め方は日本における填補裁判官や調停委員との関係とも類似しています。すなわち、裁判官は原則として開廷日にしか登庁しないため、書記官は前日までに記録を点検し、進行上の問題点を書き留めたり参考となる条文及びその解説を用意したりします。そして当日の開廷前の時間を利用して裁判官と進行について協議を行います。また期日調書の決裁を当日中に得るため、調書は法廷で作成しその場で裁判官から署名を得ています。

以上

平成26年度一般職長期在外研究員報告書簡（第6回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
樋 口 一 寿	名古屋地方裁判所 裁判所書記官	フランス共和国 ディジョン
提 出 書 面		
平成27年1月19日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月15日～平成27年1月18日）		
平成26年12月15日～12月23日 ディジョン労働裁判所で実務修習		
平成27年1月5日～1月15日 ディジョン小審裁判所で実務修習		
平成27年1月16日 書記官学校教育会議		
キーワード欄		
・ ディジョン労働裁判所での実務修習 ・ ディジョン小審裁判所での実務修習開始 ・ 近隣裁判所の廃止の延期 ・ 書記官学校教育会議での発表		

平成27年1月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度一般職長期在外研究員

(フランス共和国・ディジョン)

名古屋地方裁判所 裁判所書記官 樋口 一 寿

報告書簡 (第6回)

平成26年12月15日～平成27年1月18日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ディジョン労働裁判所での実務修習

先月に引き続き、12月末までディジョン労働裁判所での実務修習を行いました。

第二 ディジョン小審裁判所での実務修習開始

年明けから実務修習先を労働裁判所と同じ建物の中にある小審裁判所に移しました。迎え入れてくださったのは[]の[]です。

民事係での研修では口頭弁論を傍聴しながらも主に送達制度についての調査を行いました。その中で印象的だったものをご報告します。

ある場面における送達方法は法律で規定されています。例えば、訴状の送達には訴え提起前に原告が被告に対して執行士(huissier de justice)による送達を行うのが原則です。この執行士送達は受送達者本人への交付送達が原則であり、家族へ交付した場合には、改めて本人宛に家族へ交付した旨を普通郵便で通知しなければなりません。また、送達先とされた場所に本人も家族も不在であった場合は、執行士が郵便受けや電気契約、近隣住民からの聞き取りを確認し、本人の居住性を判断しています。

第三 近隣裁判所の廃止の延期

前回の書簡でご報告した近接裁判所の廃止についてですが、この施策は昨年10月に延期時期を2017年1月1日とする法律改正がなされ、再度延期されることとなりました。そのため、前回の報告書簡中、近接裁判所が本年1月1日に廃止されるという内容は訂正いたします。

延期の理由としては二つ考えられています。一つは、非職業裁判官の職務を引き継ぐ職業裁判官を増員する財政的な余裕がないこと。もう一つは、現在フランスでは複数ある第一審を担う裁判所を統合して「第一審裁判所」を創設することが議論されており、近接裁判所の廃止もこの創設時期に合わせるのが便宜だという点です。

もっとも、現在でも近接裁判所は独自の職員や予算をもたず、それらは併置されている小審裁判所のものの中に組み込まれています。すなわち、小審裁判所の書記官が近接裁判所の事務も担当しています。そのため、仮にこれが廃止されたとしても書記官事務に大きな影響は生じないだろうとのことです。

第四 書記官学校教育会議 (Conseil pédagogique) での報告

1月16日に書記官学校で開催された教育会議において、日本の書記官養成制度の概略及び私のフランスでの研修生活についての報告を行いました。

同会議は司法省司法機関局 (Direction des services judiciaire) が主催し、前年の書記官研修の総括及び今年の指針について協議を行うものです。今回の会議では、ヨーロッパ法の研修強化及び実務修習中の研修生の評価について多くの議論がなされました。前者に関しては、近年増加傾向にある国際事件に対応するために、ヨーロッパ支払命令やヨーロッパ逮捕状について幅広く知識を付与する必要がある旨の提言がなされました。後者については、研修生は実務修習の達成度も評価されますが、それを公平に評価するのは非常に難しいとの声が現場の主任書記官からあがっていました。

私の報告は書記官学校が行っている国際交流に関するテーマの中で行われました。書記官学校はフランス語圏の国々と広く交流を行っている一方、アジアの国との交流は少ないこともあり、参加者は私の発表に熱心に耳を傾けてくださいました。

以上

平成26年度一般職長期在外研究員報告書簡（第7回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
樋 口 一 寿	名古屋地方裁判所 裁判所書記官	フランス共和国 ディジョン
提 出 書 面		
平成27年2月16日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月19日～同年2月15日）		
平成27年1月19日～30日 ディジョン小審裁判所で実務修習		
平成27年2月2日～15日 ディジョン大審裁判所で実務修習		
キーワード欄		
- ディジョン小審裁判所での実務修習開始 - ディジョン大審裁判所での実務修習		

平成27年2月16日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度一般職長期在外研究員

(フランス共和国・ディジョン)

名古屋地方裁判所 裁判所書記官 樋口 一 寿

報告書簡(第7回)

平成27年1月19日～同年2月15日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ディジョン小審裁判所での実務修習

先月に引き続き、1月末までディジョン小審裁判所での実務修習を行いました。

1 給与差押(Saisie de rémunération) 係

フランスでは給与差押えの申立てがあっても直ちに差押命令を発するのでなく、全件について債権者及び債務者を審尋期日に呼び出し、分割払いの和解が行われている点に大変興味を抱きました。この支払条件が遵守されなかった場合に初めて差押命令が発せられるようです。

また、日本には存在しない制度として「給与債権の譲渡」の手続きがあります。これは、債務者の書記官に対する申立てにより、自身の給与の一部(差押可能額)を債務者が指定する債権者に譲渡できるというものです。申立てに債権者は関与しませんが、実際には債権者が融資を行うに際してこの手続きをとることを条件としているようです。この申立てがあると、書記官は債務者の勤務先(第三債務者)及び指定された債権者に譲渡通知書を送付します。裁判官の関与はありません。後に別の債権者から同一の債務者に対する給与差押えの申立てがあると、先行事件の譲受人である債権者は特段の手続きなしに配当に加入することができます。

2 支払命令 (Injonction de payer : IP) 係

執行文なしの支払命令に引き続き執行文を付した支払命令を発出する点、債務者から異議が申し立てられれば無条件で通常訴訟へ移行する点は日本と同様ですが、全件について債権を疎明する書証が必要である点及び請求金額又は訴訟物によって管轄裁判所が4か所に分かれる点等が日本と異なっています。

第二 ディジョン大審裁判所での実務修習開始

2月から大審裁判所での実務修習を開始しました。研修計画を策定して下さったのは、昨年9月の「発見の研修」時と同様、[REDACTED]の[REDACTED] [REDACTED]です。

研修開始初日に[REDACTED]と面談を行い、私の希望を伝えたところ、5週間の研修日程で主に民事分野の部署を割り当てていただきました。

1 家事事件裁判官 (Juge aux affaires familiales : JAF) 係

離婚をするには必ず裁判が必要であることから、離婚事件の数は膨大です。そのため、第1回期日は申立てから約3か月後に指定されています。

離婚の申立ての際には離婚協定の内容を策定し、これを裁判官に報告しなければなりませんが、その中でも子どもの面会交流の内容が非常に細かく定められている点(「毎月奇数週の日曜日18時までは父親方で過ごす。」等)が印象的でした。

2 執行裁判官 (Juge de l'exécution : JEX) 係

JEX係では主に、①民事執行事件に関する弁論事件、②動産差押事件及び③不動産差押事件を扱っています。①の中には執行士が扱う執行事件に対する執行異議訴訟の他、債務名義成立後の債務者からの支払猶予の請求も含まれ、これがかなりの割合を占めているように感じられました。不動産差押事件では、債権者代理人が物件明細書や現況調査報告書に相当する資料を予め作成し、また自らが妥当と思料する価額を売却価額として指定して申し立てる点に興味を抱きました。

以上

平成26年度一般職長期在外研究員報告書簡（第8回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
樋 口 一 寿	名古屋地方裁判所 裁判所書記官	フランス共和国 ディジョン
提 出 書 面		
平成27年3月16日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月16日～同年3月15日）		
平成27年2月16日～3月13日 ディジョン大審裁判所で実務修習		
平成27年3月11日, 12日 書記官学校で継続研修に参加		
キーワード欄		
- ディジョン大審裁判所での実務修習 - 継続研修参加		

平成27年3月16日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度一般職長期在外研究員

(フランス共和国・ディジョン)

名古屋地方裁判所 裁判所書記官 樋口 一 寿

報告書簡（第8回）

平成27年2月16日～同年3月15日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ディジョン大審裁判所での実務修習

先月に引き続き、途中書記官学校における継続研修への参加を挟み、3月15日までディジョン大審裁判所での実務修習を行いました。

1 第1民事部 (1er Chambre civile)

ディジョン大審裁判所では民事弁論部が2か部設けられており、このうち第1民事部は後述の民事第2部が扱う類型以外の事件（いわゆる通常部）を主に担当しています。当部は裁判長1名、陪席裁判官2名、書記官1名で構成されており、書記官がすべての裁判官及び合議体の審理に立ち会っています。

もっとも、書記官が立ち会う期日は準備手続が終了した後の最終弁論期日のみです。準備手続においては期日は開かれず、代理人が電子メールで裁判所に準備書面及び書証を送付し、裁判官がそれを検討し、準備書面のさらなる交換が必要かあるいは主張の提出（準備手続）を終結するか判断をするのみです。

2 第2民事部 (2em Chambre civile)

当部はいわゆる専門部であり、交通事故訴訟や建築瑕疵訴訟を主に担当しています。中でも建築瑕疵訴訟の割合が多いことに驚かされました。この訴訟類型においては不動産鑑定士による鑑定が多数実施されている点が特徴的です。

鑑定人は控訴院が作成する鑑定人リストの中から選任され、約1年かけて鑑定が行われます。近時では鑑定費用が高額になる傾向があり（1件あたり60万円前後）、ある事件では、裁判官が鑑定人に対し、訴額と鑑定料とのバランスをとって取り組んでほしいと注意を促している場面もありました。

3 集団的債務整理手続 (Procédure collective) 係

大審裁判所は、商業的活動以外の職業活動を行っている者に対する集団的債権整理手続を扱っています（商人に対する倒産手続は商事裁判所で、消費者に対する手続は小審裁判所で行われます。）。

日本の民事再生手続に相当する、司法上の更生手続（Redressment judiciaire）では、更生計画に基づく弁済が完了するまで（通常は10年）裁判所による監督が継続する点が印象的でした。

第二 書記官学校での継続研修 (Formation continue) への参加

- 1 継続研修とは、日本の中央研修に相当する、書記官任官後の職員を対象とした学科研修です。研修への参加は、毎年作成される継続研修計画書を各職員が参照し、希望する研修に申し込むという方法が採られています。

この研修計画書は、前年12月に司法省イントラネットの書記官学校のページにアップされ、私もこれに基づき参加を申込んだものです。継続研修として多数の講座が開催されますが、その大部分が9月以降に開講されるため、在外研究員がこれらの多くに参加することは困難です。

- 2 今回参加した研修は「控訴院における民事訴訟手続」と題するものです。

フランスにおいても控訴審特有の手続がある一方、第一審の手続構造を引き継いでいるものも多くあります（例えば、第一審で弁護士代理が強制されていなければ、控訴審でも原則として弁護士による代理は必要ありません。）。このため、第一審がどのような手続構造を有しているのかを把握及び確認することは控訴審における書記官事務として大変重要なことであるとのことでした。

以上

(別紙)

フランスの送達制度の概要

平成 26 年度一般職長期在外研究員 (フランス)

名古屋地方裁判所裁判所書記官 樋口一寿

第 1 送達 (Notification) 意義

送達とは召喚状や判決などの法律文書を当事者に知らせるために行われる手続である。この手続は、その実施によって出頭や不服申し立てに関する期限が開始することから重要な役割を有している。また、強制執行を実施する際も、債務名義の送達が要件とされている (民訴 503 条第 1 文¹)。

第 2 送達の種類

フランスにおける送達は執行士による送達 (Signification) (以下「執行士送達」という。) を原則とする²。すなわち、執行士送達しか認められていない手続が数多く存在し、また、法律が他の方式による送達を規定している場合を除き、執行士送達はいつでも行うことができるとされている (民訴 653 条第 3 文)。

その他の送達方法としては、郵便送達 (Notification par la voie postale) 及び「記録欄外に行う受領署名又は受領証の引き換えに受送達者に対して送達文書を交付する送達」 (Notification par la remise de l'acte au destinataire contre émargement ou récépissé) (以下「書記官送達」という。) (民訴 667 条第 1 文) がある。

¹ 以下特に断らない限り「民訴」とはフランス民事訴訟法「Code de procédure civile」を指す。

² 背景には郵便局による郵便物の紛失及び郵便局のストライキが多発することによる郵便送達への不信感あ

第3 執行士送達

執行士送達とは、執行士が受送達者の住所等に赴き、そこで出会った一定の者に対して送達文書を交付することを原則とする送達方法である。日本と異なり、執行士は国家公務員ではなく、弁護士と同様の自由法律職である。そして、執行士送達を主導するのは裁判所書記官ではなく、文書の送達により利益を受ける当事者代理人³である。すなわち、訴え提起時であれば原告代理人であり、判決送達時であれば勝訴当事者代理人である。

執行士送達は、日本の執行官の職務に関して時間的制限がある（日本民事執行法8条1項）のと同様に、日曜その他の一般の休日又は午後9時から翌日の午前6時まで間は、裁判官の許可がある場合を除きすることができない（民訴664条）。

1 本人送達 (Signification à personne) の原則

(1) 受送達者

送達文書は受送達者本人に交付するのが原則である（民訴654条第1文）。代理人が就いていない場合は当事者本人が受送達者となり、代理人が就いていれば代理人が受送達者となる（民訴652条）。法人の場合は、法人代表者、代表者の代理人及びその他送達受領権限を有した者が受送達者となる（654条第2文）。

(2) 送達場所

受送達者が自然人の場合は、その者が居住する場所が送達場所となる（民訴689条第1文）。しかしながら、本人に対して文書が交付されたの

り、執行士送達へ強い信頼が寄せられている。

³ フランスの大審裁判所（日本の地方裁判所に相当）では強制弁護士主義が採用されているため、訴訟行為を

であれば、就業場所を含めていかなる場所における送達も有効である（同条第2文）。このことから、受送達者の住居所における補充送達よりも就業場所における本人送達の方が優先され、執行士に受送達者の就業場所が判明していれば⁴、住居所における本人送達と合わせてまずこの方法を試みなければならない。なお、就業場所における補充送達は認められていない。

受送達者が法人である場合はその法人の事業所が送達場所となる（民訴690条第1文、692条）。事業所がない場合は送達受領権限を有する者の住居等においてなされる（民訴690条第2文）。

（3） 本人送達の効果

フランスでは、送達が受送達者本人に対してなされたか、あるいはその他の方法によりなされたかによって判決の性質に違いが生じる。すなわち、本人送達がなされると、判決は対審判決（Jugement contradictoire）又は対審とみなされる判決（Jugement réputé contradictoire）なり故障の申立て（Opposition）⁵が不可能となるのに対し、本人送達以外の送達がなされると、判決は条件によって⁶欠席判決（Jugement par défaut）となり故障の申立てが可能となる。

2 住所送達（Signification à domicile）

（1） 概要

本人送達が不可能な場合は、執行官送達は知れたる住所において、知れたる住所がない場合は居所においてすることができる（民訴655条第1文）。

行うのは全て代理人である。

⁴ 通常は送達を依頼した代理人から情報を得ることになる。

⁵ 判決に対する不服申立ての一種であり、原裁判所に対して原判決の取消し及びその後の再審理を要求する行為。

ここでいう住所送達とは、住居所において受送達者本人に対して送達を行うということではなく、受送達者の住居所に居合わせた⁷受送達者以外の者に対して行う送達の意味である。

(2) 補充送達受領資格者

送達文書は、住所に居合わせた者が自己の氏名及び受送達者本人との関係を述べた場合に、この者に対して交付することができる(同条第4文)。住居所に居合わせたすべての者に対して交付できるとされ(同条第3文)、本人との関係は特に問われていない⁸。また、法文上は「相当のわきまえ」(日本民訴106条1項)も要求されていない⁹。

なお、従前は、アパートの管理人及び隣人に対しても送達文書を交付することが認められていたが、2006年1月1日以降はこのような措置は認められなくなった。(2005年12月28日デクレ2005-1678号)。

(3) 送達日

住居送達における送達日は住居所に居合わせた者に対して送達文書を交付した日である。

(4) 送達後の手続

執行士は、送達文書を受送達者本人以外の者に交付した旨の通知書を作成し、これを送達場所に残しておかなければならない。この通知書には、
①送達文書の性質、②送達依頼人及び③執行士が送達文書を交付した相手

⁶ 被告本人が欠席しかつ事件が控訴できない場合

⁷ 原文でも「居合わせた (présente)」という表現が使われており、受送達者と生活を共にしていることまでは法文上要求されていない。また、後述のように、法文上は誰に対しても交付できるとされているため、日本における補充送達受領資格者よりもその範囲は広いと考えられる。

⁸ ただし、受送達者の住居所に居合わせた者が送達依頼人である場合は、この者に対して交付することはできない。

⁹ もっとも、未成年者に対して補充送達がなされた場合などは問題となりうるようである。

を明示しなければならない（同条第 5 文）。また、執行士は、送達報告書に本人送達を行うために試みた行動及びその送達がどのような状況によって不可能となったのかを明示しなければならない（民訴 655 条第 2 文）。

3 事務所送達 (Notification à l'étude)

(1) 概要

事務所送達とは、住居所に居合わせた者が送達文書を受け取れない、または受け取りたがらない場合に、送達文書を執行士事務所に留め置き、これをもって送達を完了させるという送達方法である。執行士が、受送達者本人が真に送達場所に居住していることを確認したことを条件に行われる（民訴 656 条第 1 文）。

(2) 送達日

事務所送達の場合、上記通知書の作成日が送達日であるとされる（通常は送達場所臨場日）¹⁰。

(3) 送達後の手続き

執行士は、①送達文書の性質、②送達依頼人を明示し、③送達文書を速やかに執行士事務所まで受送達者又は代理人が取りに来るよう記載した通知書を住所に残していく（同文）。

送達文書は 3 か月間事務所において保管される。それを経過すると、執行士は送達の任務から解放される（同条第 2 文）。受送達者は、送達文書の受け取りを容易にするため、執行士に対して、送達文書を他の執行士事務所へ転送することを申し出ることができる（同条第 3 文）。

¹⁰ 執行士の送達報告書では「送達日」と「送達報告書作成日」は区別されず、単に一つの日付が記載されるのみである。実務上送達日当日に報告書を作成することから、両者の間に齟齬が生じることはないようである。

なお、執行士が3か月間送達文書を保管するとは言え、前述のとおり、送達の効果は既に発生しているため、送達を依頼した者は受送達者が現実送達文書を受け取ったか否かにかかわらず以後の手続きを行うことができる。

(4) 執行士による所在調査

事務所送達は、受送達者が住居所に居住してはいるものの、本人又はその他の者に対する交付送達が不可能な場合に行われる送達方法であり、日本における書留郵便に付する送達と実施条件が類似している。しかし、日本では受送達者の居住性を確認する調査は送達により利益を受ける当事者が担っているのに対し、フランスではこの調査を執行士が行っている。

執行士が受送達者の居住性を判断するために検討している事項を例示すると、①表札や郵便受けに表示された氏名、②電気、水道、ガスの契約名義、③アパート管理人、隣人からの聞き取り、④市役所における聞き取り、⑤インターネットでの氏名検索等である。執行士が弁護士と同様の裁判所補助者 (Auxiliaire de justice)¹¹であることから、上記のような情報は比較的容易に取得できているように感じられる。

4 所在不明報告書 (Procès-verbal de recherches infructueuses)

(1) 概要

所在不明報告書とは、受送達者が知れたる住所、居所及び就業場所を有しない場合に執行士が作成する、受送達者の所在調査の結果を記載した報告書 (民訴 659 条第 1 文) 及びこの報告書の作成をもって受送達者に対し

¹¹ 訴訟手続の進行及び裁判の正常な運営を助けることを任務とする法律家 (中村紘一等・フランス法律用語辞典第3版 47 頁)

て送達がなされたとみなす制度である。すなわち、受送達者の所在が不明な場合に送達を擬制する制度であり、日本の公示送達とほぼ同様の役割を果たす。この場合における送達日は、所在不明報告書の作成日である（民訴 664-1 条第 1 文）。

（２） 執行士による所在調査

執行士は事務所送達における場合と同様の方法で受送達者の所在を調査する。ただし、当然のことながら、事務所送達の場合は 2, 3 の要素で受送達者の居住性を肯定しているのに対し、所在不明報告書の場合は、考え得るすべての調査方法を行ったのちに受送達者の居住性を否定している。

受送達者が法人である場合は、知れたる事業所がないことの確認に加え、法人代表者の所在も調査する必要がある。

（３） 送達後の手続

執行士は所在不明報告書を作成した日又は遅くとも翌執務日までに、受送達者の最後の住所に宛てて、上記報告書の写し及び送達文書を受取通知付書留郵便（Lettre Recommandée avec Accusé de Réception : LRAR）（以下「特別送達郵便」という。）に付して送付する（同条第 2 文）。これと合わせて普通郵便でも同様の文書を送付する（同条第 3 文）。

第 4 郵便送達

1 概要

郵便送達とは、裁判所書記官が送達事務取扱機関となり、送達文書を特別送

達郵便¹²に付して受送達者へ送付することである。フランスでは郵便の方法による送達には特別送達しか認められておらず、日本の書留郵便に付する送達に相当する制度はない。また、特別送達郵便を含め、裁判所から発送する郵便の料金はすべて国庫で負担されるため、当事者が送達費用を予納することもない。

特別送達郵便発送の方法は日本とほぼ同様である。すなわち、送達文書を入れた封筒に送達報告書を添付して郵便局に差し出す。

2 送達場所

執行士送達と同じく、受送達者の居住する場所が送達場所となる。

3 送達日

郵便送達の送達日は受送達者が郵便を受領した日である（民訴 668 条）。

4 送達報告書

書記官は特別送達郵便の発送に際して、宛先（受送達者氏名・住所）、発送者（裁判所、係名）及び送達文書（事件番号を付して）を送達報告書に記載する。送達が奏効すると、送達日及び受取人署名欄が記入され、裁判所に返戻される。送達が奏効しなかった場合は、不奏効の理由が記載された付箋とともに郵便物が返戻される。

日本と異なり、送達場所及び補充送達がなされた場合の補充送達受領者の資格を記入する欄はなく、署名欄が「名宛人本人」と「その他の者」に分かれているのみである。

署名が名宛人本人によってなされた場合は、本人送達（à personne）がなされたとみなされ、その他のものによってなされた場合は住居送達（à domicile）

¹² フランスの特別送達（LRAR）サービスは裁判所のみならず一般の人でも頻繁に利用しているものである。

がなされたとみなされる（民訴 670 条）。

5 不奏効の場合の処理

郵便送達が奏効せず、郵便物が裁判所に返戻された場合は、書記官は当事者に対して執行官送達の方法を試みるように促す（民訴 670-1 条）。

第 5 書記官送達

書記官送達とは、書記官が裁判所において、受送達者に対して受領証等との引き換えに送達文書を交付する送達方法である。書記官送達は、法律が郵便送達のみを規定している場合を除いていつでも行うことができる（民訴 667 条第 2 文）。送達日は受領証等に記載された日（民訴 669 条第 2 文）（すなわち書記官室で文書を交付した日）である。

第 6 執行士による電子送達 (Signification par voie électronique)

1 概要

電子送達¹³¹⁴とは、執行官が送達文書を受送達者に対して電子送付することであり、執行官送達の一態様である。電子送達を行うには、受送達者が電子送達の使用を明示的に同意していることが必要であり、（民訴 748-2 条）、送達報告書には、受送達者が電子送達に同意した旨を記載しなければならない（民訴 662-1 条第 2 文）。

電子送達が行われる場合は、紙ベースでの送達方法の規定は適用されない（同条第 1 文）。

2 送達日及び送達の性質

電子送達の場合の送達日は電子メールを受送達者に発信した日である（民訴

¹³ 執行官送達は紙ベースで又は電磁的方法により行うことができる（民訴 653 条）

¹⁴ 電子送達は 2012 年 3 月 15 日デクレ 2012 - 366 号によって創設され、2012 年 9 月 1 日から運用されている

664-1 条第 2 文)。

もっとも、送信日当日に受送達者が当該電子メールを確認するとは限らないことから、送信日に後れて受信した場合の不利益の調整が図られている。すなわち、受送達者が文書の送信を送信日当日に確認すれば、それは本人送達がなされたとみなされ、その他の場合は住居送達がなされたとみなされる¹⁵。

3 送達後の手続

住居送達とみなされる場合は、執行士は翌執務日までに、送達の利害関係者に対し、①電子送達の方法を行った旨、②送達文書の性質及び③送達依頼者を記載した文書を普通郵便で送付しなければならない（同条第 3 文）。

第 7 弁護士間の直送 (Notofications entre avocats) 及び弁護士に対する送達

1 概要

日本では直送は送達とは考えられていないが、フランスでは直送も送達の一形態として考えられていることから、併せて紹介することとする。もっとも、フランスでも直送は弁護士以外の者への送達と比較し、後述のとおり大幅に簡素化が図られている。

直送は日本と同様に、準備書面に相当する申立趣意書 (Conclusion)、書証、証拠申立書及び取下書等の文書を送付する際に用いられる。

2 態様

直送は①執行官送達、②直接送達 (Notification directe) 又は③電子送付の方法によって行われるが、弁護士以外の者に対する執行士送達の規定は適用されない (民訴 671 条)。

る。

¹⁵ 執行士は、受送達者がいつ電子メールを確認したかを判断するために、受送達者がメールを開封した日時

(1) 執行士送達

執行士が受送達者である弁護士の事務所に赴く点はそれ以外の者に対する送達の場合と変わらないが、送達の実施態様や送達報告書の作成が簡略化されている。

(2) 直接送達

この送達方法は、文書の送り手弁護士が送付文書2通を受送達者である弁護士に手渡し、受送達者の弁護士は受領日付を記入し署名をした後、直ちに一部を送り手弁護士に返戻する方法である。

(3) 電子送付

執行士による電子送達と同様に、直送も電磁的方法で行うことができる。受領者が電子送付の利用を明示的に表明していることが条件であることは電子送達と同様である¹⁶。

フランスでは、裁判所仮想プライベートネットワーク (réseau privé virtuel de la justice : RPVJ) 及び弁護士仮想プライベートネットワーク (réseau privé virtuel des avocats : RPVA) が構築されており、両者は互いに通信可能である。弁護士はこのネットワークを通じて文書を裁判所及び相手方弁護士に送付する。

【補足】

直送に限らず、裁判所から弁護士に宛てての送付も広く電子化が図られている。すなわち、破棄院では2008年7月1日から、控訴院 (Cour

を了知できる手段を採ることを要する。

¹⁶ もっとも、下級裁からの照会に対する破棄院 (Cour de cassation (日本の最高裁判所に相当)) の回答 (2013年9月9日破棄院意見15012号) によれば、後記 RPVA への加入は電子送付の利用を明示的に表明したことに相当する。

d'appel（日本の高等裁判所に相当）では 2013 年 1 月 1 日から手続のデジタル化が義務的となった。そこでは、直送が電子送付の方法で行われることはもちろん、裁判所からの通知書及び呼出状等の送付も電磁的に行われている。その他の裁判所においても、義務化まではされていないが、電子送付の方法が広く取り入れられている。

以 上